

山側住宅団地住み替え促進家賃助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和40年代から60年代にかけて国道6号西側の市街地縁辺部において開発され、同時期に同世代の住民が移り住んだことにより偏った年齢構成となっている山側住宅団地において、幅広い世代の居住を促し、活力ある住環境を維持し続けることを目的に、山側住宅団地で住宅を賃借する子育て世帯、若年夫婦世帯に対し、予算の範囲内において、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (2) 併用住宅 同一建築物内に居住部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。
- (3) 賃貸借契約 住宅の使用、収益について賃料を支払う契約をすることをいう。
- (4) 子育て世帯 戸建住宅の賃貸借契約した日又は助成を申請する日において、18歳未満の子等を養育している世帯をいう。
- (5) 若年夫婦世帯 戸建住宅の賃貸借契約した日又は助成を申請する日において、夫婦のいずれかが45歳未満である世帯をいう。
- (6) 年度 地方自治法第208条第1項に規定する毎年4年1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。
- (7) 家賃 戸建住宅の賃貸借契約書に規定されている月額賃料をいう。
- (8) 山側住宅団地 市内の山側に位置している昭和40年から昭和60年代に開発された高鈴台団地、山の神団地、青葉台団地、堂平団地、平和台団地、小咲台団地、中丸団地、塙山団地、金沢団地、台原団地、根道ヶ丘団地、みかの原団地の12団地を指す。(別図参照)

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があることと認めるときは、この限りではない。

- (1) 子育て世帯、若年夫婦世帯又は住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満の者（以下「助成対象世帯」という。）であること。

(2) 次の要件を全て満たす山側住宅団地内の戸建住宅又は併用住宅（以下「住宅」という。）を賃借すること。

ア 次の両方に該当する住宅の賃借等に係る契約を書面で締結していること。

(ア) 賃貸借契約締結日が助成を申請する日が属する年度の前々年度の4月1日以降であること。

(イ) 賃貸借の相手方が一親等の親族でないこと。

イ 居住部分の延床面積が50平方メートル以上であること。

(3) 助成対象世帯の全員が、賃貸借契約をした住宅に住民登録をし、1年以上居住すること。

(4) 自己及び同居を予定する者のうち、日立市の税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納している者がいないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。

(6) 自己が属する助成対象世帯の全員が、同一の住宅について、この要綱及び住宅の賃借等を目的とした他の公的制度による助成を受けていないこと。

(7) 賃借した住宅が助成対象世帯の居住の用に供されること。

（助成対象経費）

第4条 助成対象となる経費は、住宅の家賃及び交通支援とする。

（助成額）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する助成対象世帯に、当該各号に定める額を助成する。

(1) 賃貸借契約に係る家賃等の助成（以下「家賃助成」という。）は家賃に1/2を乗じた金額又は2万円のいずれかの低い金額とする。千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。なお、家賃助成は最大12箇月分とする。（最大1世帯につき24万円）

(2) 交通支援 10万円とする。

（助成の申請）

第6条 申請者は、山側住宅団地住み替え促進家賃助成申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の3月15日（同日が日立市の休日を定める条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

ただし、必要に応じて2回に分割して助成を申請することができる。この場合、1回目の申請は、助成世帯の全員が、賃貸借契約をした住宅に住民登録をして6箇月以上経過し、6箇月分の家賃の支

払いが完了した時点とし、2回目の申請は、住民登録をして1年以上経過し、1年分の家賃の支払いが完了した時点において申請できるものとする。なお、第4条に規定する交通支援は、2回目の申請のみ適用する。

- (1) 住宅の賃借に係る賃貸借契約書の写し（契約者、所在（地番）、契約日、延床面積及び家賃等が確認できるもの。）
- (2) 家賃の支払いを行ったことが確認できる書類
- (3) 賃貸借契約を行う戸建住宅が併用住宅の場合は、居住面積が確認できる建築図面等
- (4) 山側住宅団地住み替え促進家賃助成に係る誓約書兼同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(助成の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成の適否を決定し、山側住宅団地住み替え促進家賃助成決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成の申請に係る事項につき、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(額の確定)

第8条 前条に基づき助成の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

(実績報告)

第9条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(申請内容の変更等)

第10条 第7条第1項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その申請について、内容を変更しようとするとき又は取り止めようとするときは、山側住宅団地住み替え促進家賃助成決定変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、助成の決定を取り消し又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消し又は変更したときは、山側住宅団地住み替え促進家賃助成決定変更通知書（様式第4号）により当該助成決定者に通知するものとする。

(助成の請求)

第11条 助成決定者は、様式第2号を受理した際に、助成の請求を行うものとする。

2 前項の請求は、助成の申請を行った年度内に、山側住宅団地住み替え促進家賃助成請求書（様式第

5号) の他、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

(助成の実行)

第12条 市長は、前条の請求を適当と認めたときは、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

(助成の決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(助成の返還)

第14条 市長は、第8条第2項又は前条の規定より助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成が行われているときは、当該助成決定者に対し、期限を定めて当該助成額の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。